

議案

日新小学校 PTA 規約改正案

（役員）

現行

第 5 条 この会には、次の役員を置き、役員会名を総務部会とする。

- （１） 会長 1 名
- （２） 副会長 若干名（内 1 名は、母親代表を兼ねる）
- （３） 庶務 4 名（他に教職員を含む）
- （４） 監査 2 名

改正案

第 5 条 この会には、次の役員を置き、役員会名を総務部会とする。

- （１） 会長 1 名
- （２） 副会長 3 ～ 4 名（内 1 名は、母親代表を兼ねる）
- （３） 庶務 3 ～ 4 名（他に教職員を含む）
- （４） 監査 2 名

（学年委員の選出）

現行

第 9 条 学年委員（以下「委員」という）は、在籍児童の保護者の中から、1 年生は 6 名を学級毎に、2 年生から 6 年生は 12 名を学年毎に互選する。ただし、児童数の増減に伴いクラス編成に変更が生じた場合については、PTA 運営細則第 1 条に定めるところとする。

改正案 削除

~~第 9 条 学年委員（以下「委員」という）は、在籍児童の保護者の中から、1 年生は 6 名を学級毎に、2 年生から 6 年生は 12 名を学年毎に互選する。ただし、児童数の増減に伴いクラス編成に変更が生じた場合については、PTA 運営細則第 1 条に定めるところとする。~~

（委員の任務）

現行

第 10 条 委員は各委員会に属し、それぞれの委員会活動にあたる。

改正案 削除

~~第 10 条 委員は各委員会に属し、それぞれの委員会活動にあたる。~~

（会議）

現行

第 12 条 この会に総会・常任理事会・委員会及び学年委員会を設け、必要に応じ特別委員会を開くことができる。

改正案

第 12 条 この会に総会・常任理事会・委員会及び学年委員会を設け、必要に応じ特別委員会を開くことができる。

(委員会等)

現行

- 第 15 条 この活動を活発にするため、次の部会及び委員会を設け、それぞれの事業を行う。
- (1) 総務部会
 - (2) 厚生ベルマーク委員会
 - (3) 地域安全委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) バザー委員会
- 2 各委員会において、委員の互選により正副委員長を選出する。
- 3 委員会は各委員長が随時これを招集し、当該委員会に関する事項を協議し、会長の承認を得て、決定事項を執行する。
- 4 次年度の各委員会の（厚生ベルマーク委員会、地域安全委員会、広報委員会、バザー委員会）の委員長は次年度を担う委員の中から立候補もしくは互選により選出する。
- ただし、学年委員会においては PTA 運営細則 第 1 条 2 項のとおり選出する。

改正案

- 第 15 条 この活動を活発にするため、次の部会及び委員会を設け、それぞれの事業を行う。
- (1) 総務部会
 - (2) 地域安全委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) リサイクル委員会
 - (5) 厚生委員会
- 2 各委員会において、委員の互選により委員長を選出する。
- 3 委員会は各委員長が随時これを招集し、当該委員会に関する事項を協議し、会長の承認を得て、決定事項を執行する。
- ~~4 次年度の各委員会の（厚生ベルマーク委員会、地域安全委員会、広報委員会、バザー委員会）の委員長は次年度を担う委員の中から立候補もしくは互選により選出する。~~
- ~~ただし、学年委員会においては PTA 運営細則 第 1 条 2 項のとおり選出する。~~

(学年委員会)

現行

- 第 16 条 学年委員会は、第 9 条において選出された学年委員をもって構成し、各学年に関わる事項について協議し、“親子のつどい”等を運営する。
- 2 学年委員会には、正副委員長（各 1 名）をおく。学年委員の招集は委員長が行う。

改正案 削除

- ~~第 16 条 学年委員会は、第 9 条において選出された学年委員をもって構成し、各学年に関わる事項について協議し、“親子のつどい”等を運営する。~~
- ~~2 学年委員会には、正副委員長（各 1 名）をおく。学年委員の招集は委員長が行う。~~